

第5章 企業・市民等との連携の方向

5.1 企業等との連携の方向

5.1.1 企業等の後方支援活動立地ポテンシャル

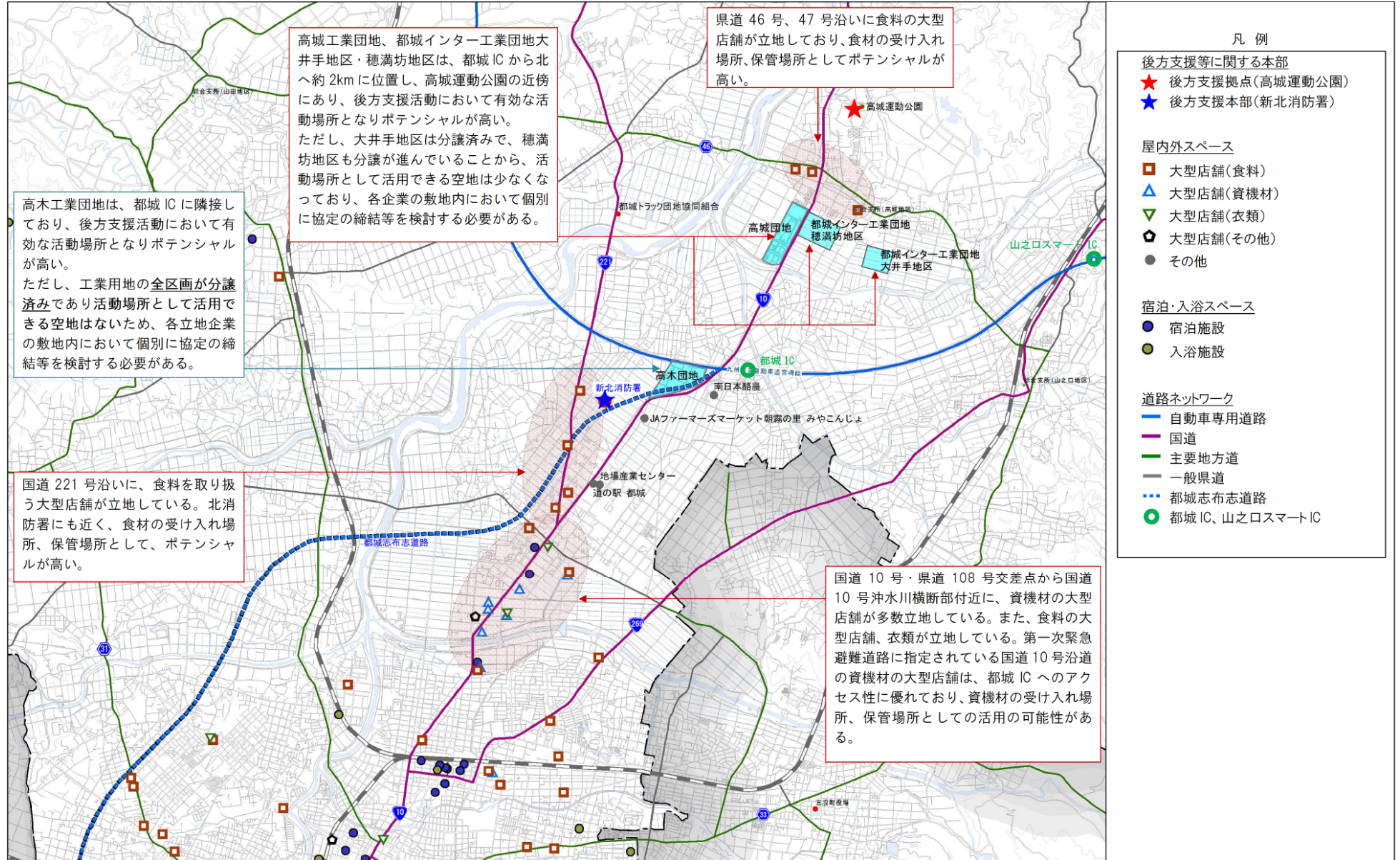
- ◆ 後方支援活動は、基本的には行政が主体で実施することとなるが、本市内の企業との連携を図ることにより行政と企業が一体となった後方支援活動を推進することで、一層取り組みを強化することが可能である。
- ◆ ここでは、後方支援活動における企業との連携の方向性について検討した。

■ 図表 5.1.1 後方支援活動立地ポテンシャル

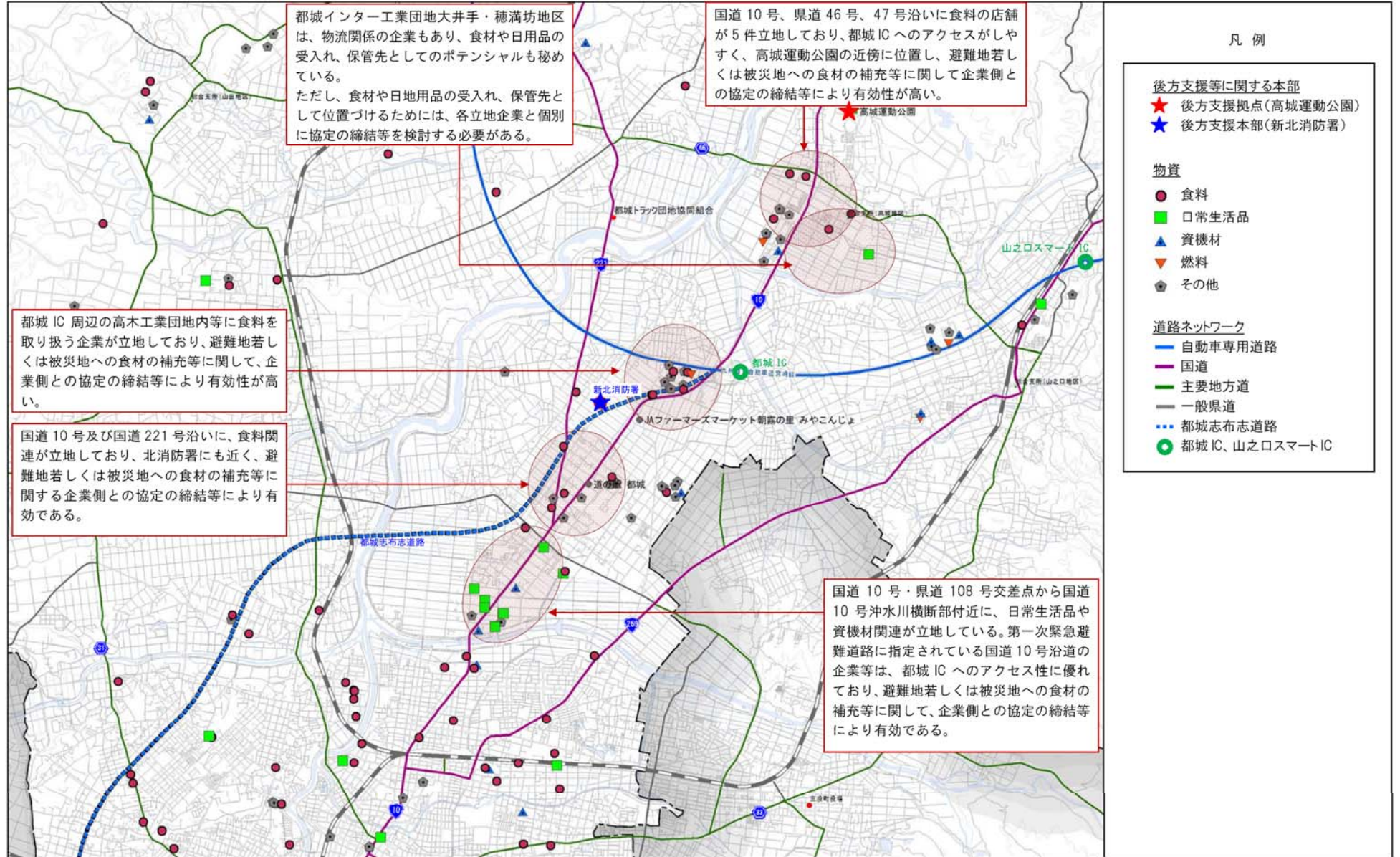
項目	ポテンシャル
場所・施設	<p>○場所・施設の提供及び供給に関して、都城 IC 周辺には、食料、資機材、衣類、その他の大型店舗が多数立地しており、特に、国道 10 号及び国道 221 号沿いに、食料、資機材の大型店舗が、建ち並んでおり、さらに、都城 IC の西側に高木工業団地、2km 内に高城工業団地、都城インター工業団地大井手地区・穂満坊地区が立地している。</p> <p>○このような場所・施設は、後方支援活動における活動場所として、食材、資機材等の受け入れ場所、保管場所としての利用を図ることが可能と考えられる。</p>
物資	<p>○物資等の提供及び供給に関して、都城 IC 周辺には、食料、日常生活品、資機材、燃料、その他の大型店舗が多数立地している。</p> <p>○中でも、北は県道 46 号、南は沖水川までの国道 10 号沿いに、食料及び日常生活品の大型店舗が集まっており、都城 IC の南には、大規模な工場として、南日本酪農協同(株)都城工場と住友ゴム工業(株)宮崎工場が立地している。</p> <p>○このような企業は、避難地への食材・日常生活品の補充、または、被災地への資機材の搬入等の支援が可能と考えられる。</p>
人材	<p>○人材の供給に関して、都城 IC 周辺には、食品衛生、輸送、倉庫の人材が存在すると考えられる。とりわけ、物資同様、北は県道 46 号、南は沖水川までの国道 10 号沿いでは、食品衛生、倉庫の人材を有する企業が立地しており、また国道 221 号沿いにある都城トラック団地では、輸送に関する人材を有していると考えられ、食料及び資材の保管または、被災地、避難所への配送等の支援が可能と考えられる。</p>

注) 上記の内容はあくまでも可能性を示したもので、発災時に人材や車両等が必ずしも充足されているとは限らないことに留意する必要がある。

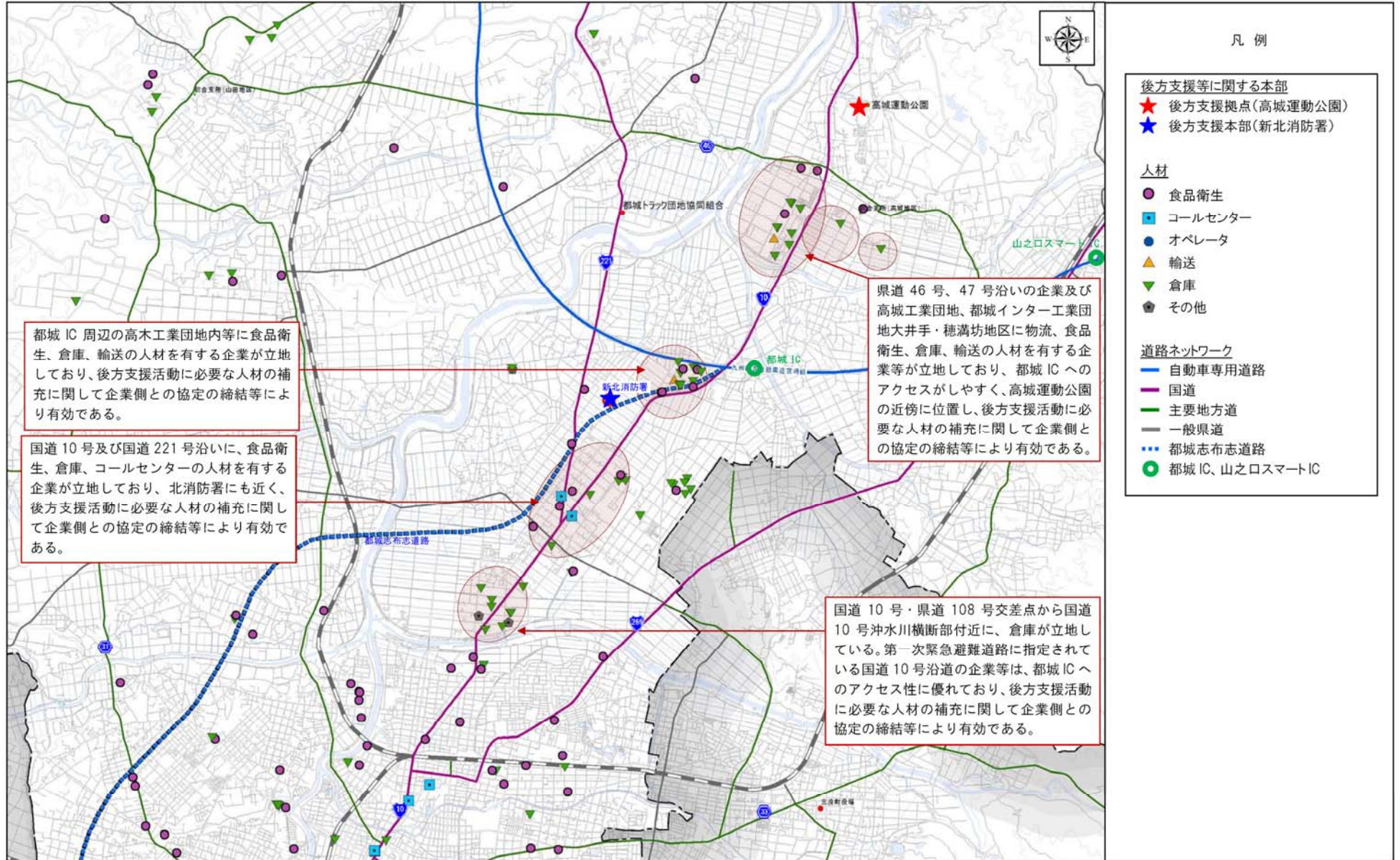
■ 図表 5.1.2(1) 後方支援活動に必要なリソースからみたポテンシャル[活動場所の提供・供給]



■ 図表 5.1.2(2) 後方支援活動に必要なリソースからみたポテンシャル[物資等の提供・供給]



■ 図表 5.1.2(3) 後方支援活動に必要なリソースからみたポテンシャル[人材の供給]



5.1.2 企業等の提供可能なリソース

- ◆ 後方支援活動における企業等との連携の検討に当たり、災害時に提供可能なリソースを把握するため、平成27年11月に企業等に対してアンケート・ヒアリング調査を実施した。
- ◆ アンケート・ヒアリング調査項目は次に示すとおりであり、12社より回答を得た。なお、アンケート等の結果については企業等の位置と併せて図上に整理した。

■ 図表 5.1.3 アンケート・ヒアリング調査項目(平成27年11月実施)

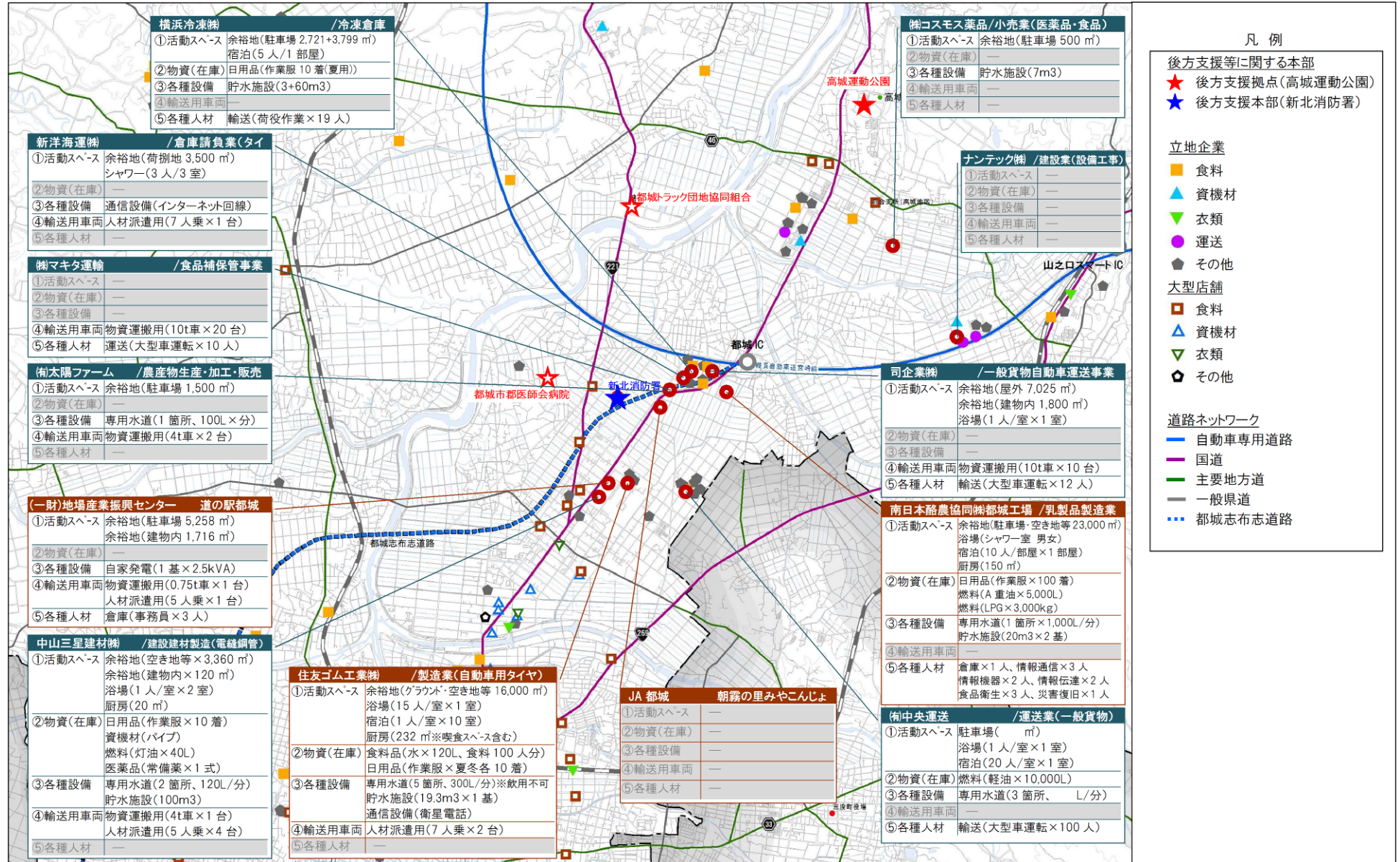
区 分		項 目
基本事項	①基本事項	業種、形態、主要品目
個別事項	①災害時に提供可能な各種活動スペース(面積等)	余裕地(屋外スペース)、余裕地(屋内スペース)、浴場、宿泊施設、厨房施設、医務室、望ましくない利用用途
	②災害時に提供可能な物資(在庫)の種別、おおむねの数量	食料品、日常生活品、資機材、燃料(ガソリン、灯油等)、医薬品
	③災害時に提供可能な設備	専用水道(地下水)、貯水施設、自家発電設備、通信設備、ヘリポート
	④災害時に提供可能な輸送用車両	物資運搬用、人材派遣用
	⑤災害時に活動可能な人材(職種、概数)	輸送(大型車運転)、倉庫(品質管理、体制管理)、情報通信(ソフトウェア)、情報機器(ハードウェア)、情報伝達(コールセンター)、食品衛生(食品衛生管理)、災害復旧(重機運転)
	⑥その他	BCP(事業継続計画)

■ 図表 5.1.4 回答企業一覧

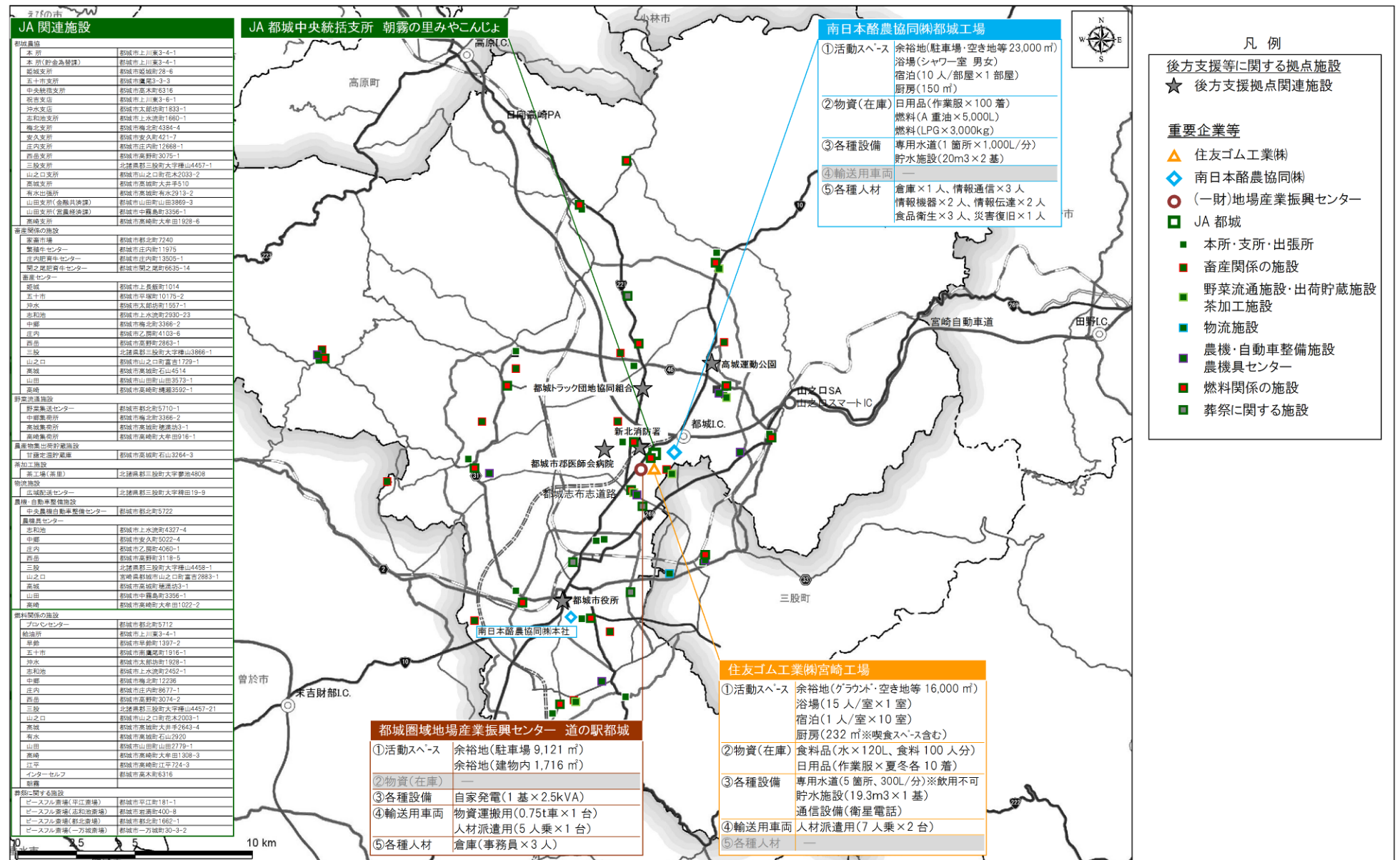
会社名	業種	形態	主要品目
住友ゴム工業(株)宮崎工場	製造	株式会社	自動車用タイヤ
南日本酪農協同(株)都城工場	乳・乳製品製造業	株式会社	牛乳・乳飲料・乳製品
「道の駅」都城 (一財)都城圏域地場産業振興センター	小売・貸館・地場産業振興	一般財団法人	都城圏域特産品
(株)コスモス薬品 物流課	小売業	株式会社	医薬品・食品
ナンテック(株)	建設業	株式会社	設備工事(管工事・機械器具設置工事)
(株)マキタ運輸	食品運送業・倉庫保管事業	株式会社	食品運送・倉庫
横浜冷凍(株)都城物流センター	冷凍倉庫業	株式会社	冷凍芋、鶏肉、豚肉、冷凍野菜
司企業株式会社 都城営業所	一般貨物自動車運送事業	株式会社	運送・倉庫
海運(株)	倉庫請負業	株式会社	タイヤ
(有)太陽ファーム	農産物生産加工販売	有限会社	にんにく生産、カット野菜
有限会社中央運送	運送業	有限会社	一般貨物
中山三星建材(株)	建設建材製造(電縫鋼管)	株式会社	炭素鋼管・角形鋼管

注) 下線付の企業等は、後方支援活動に係る協定締結予定企業

■ 図表 5.1.5 企業等の提供可能なリソース



■ 図表 5.1.6 協定締結予定企業の提供可能なリソース



5.1.3 企業等との連携の方向

- ◆ 後方支援活動に当たっては、都城 IC 周辺に位置する公共施設をはじめ、後方支援活動に対して支援機能を保有していると考えられる企業等と連携し、活動体制の強化を図ることが有効である。

■ 図表 5.1.7 都城IC周辺における連携可能な公共施設・企業候補(案)

公共施設関連	企業等
新北消防署 都城市郡医師会病院 地場産業振興センター（道の駅都城） その他公共施設（市有施設、公園等）	住友ゴム工業(株)宮崎工場 南日本酪農協同株式会社 JA 都城 高城工業団地内企業 高木工業団地内企業 都城インター工業団地大井手地区内企業 都城インター工業団地穂満坊地区内企業 都城トラック団地協同組合（運送事業者）

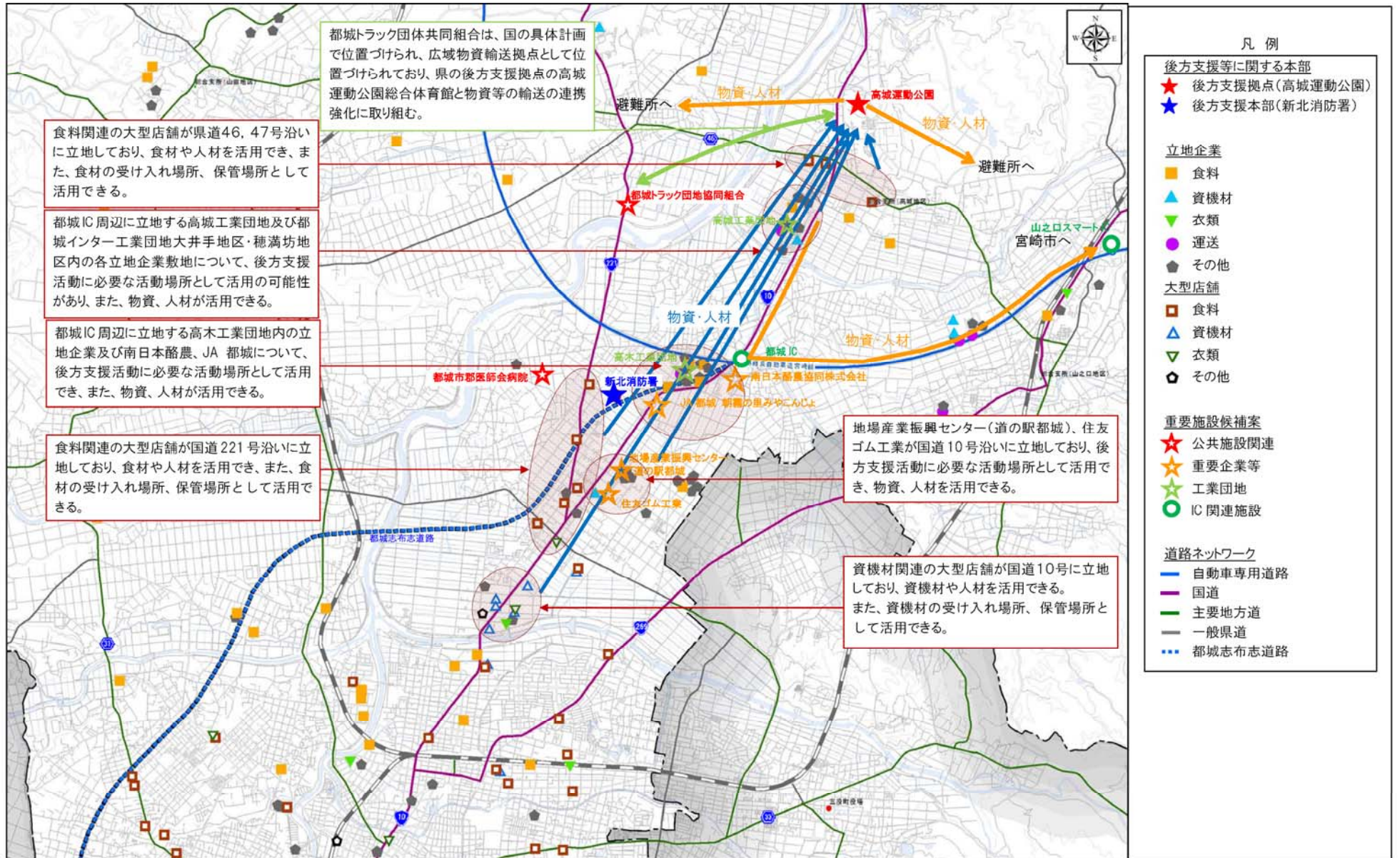
注) 下線付の企業等は、後方支援活動に係る協定締結予定企業

■ 図表 5.1.8 協定締結予定企業の提供可能なリソース

	提供可能なリソース				
	①活動スペース	②物資(在庫)	③各種設備	④輸送用車両	⑤各種人材
住友ゴム工業(株)宮崎工場	○ 余裕地(16,000 m ²) ○ 浴場(15 人/室×1 室) ○ 宿泊(1 人/室×10 室) ○ 厨房(232 m ² ※喫食スペース含む)	○ 食料品(水×120L、食料100 人分) ○ 日用品(作業服×夏冬各10 着)	○ 専用水道(5 箇所、300L/分)※飲用不可 ○ 貯水施設(19.3m ³ ×1 基) ○ 通信設備(衛星電話)	○ 人材派遣用(7 人乗×2 台)	—
南日本酪農協同株式会社	○ 余裕地(23,000 m ²) ○ 浴場(シャワー室男女) ○ 宿泊(10 人/部屋×1 部屋) ○ 厨房(150 m ²)	○ 日用品(作業服×100 着) ○ 燃料(A 重油×5,000L) ○ 燃料(LPG×3,000kg)	○ 専用水道(1 箇所×1,000L/分) ○ 貯水施設(20m ³ ×2 基)	—	○ 倉庫×1 人 ○ 情報通信×3 人 ○ 情報機器×2 人 ○ 情報伝達×2 人 ○ 食品衛生×3 人 ○ 災害復旧×1 人
地場産業振興センター(道の駅都城)	○ 余裕地(5,258 m ²) ○ 余裕地(建物内1,716 m ²)	—	○ 自家発電(1 基×2.5kVA)	○ 物資運搬用(0.75t 車×1 台) ○ 人材派遣用(5 人乗×1 台)	○ 倉庫(事務員×3 人)
計	○ 余裕地(屋外44,258 m ² 、建物内1,716 m ²) ○ 浴場(15 人/室×1 室、シャワー室×1) ○ 宿泊(1 人/室×10 室、10 人/部屋×1 部屋) ○ 厨房(382 m ²)	○ 食料品(水×120L、食料100 人分) ○ 日用品(作業服×120 着) ○ 燃料(A 重油×5,000L、LPG×3,000kg)	○ 専用水道((5 箇所、300L/分、1 箇所×1,000L/分) ○ 貯水施設(19.3m ³ ×1 基、20m ³ ×2 基) ○ 通信設備(衛星電話) ○ 自家発電(1 基×2.5kVA)	○ 人材派遣用(7 人乗×2 台、5 人乗×1 台) ○ 物資運搬用(0.75t 車×1 台)	○ 倉庫×4 人 ○ 情報通信×3 人 ○ 情報機器×2 人 ○ 情報伝達×2 人 ○ 食品衛生×3 人 ○ 災害復旧×1 人

* 平成 27 年 11 月に実施したアンケート・ヒアリング調査結果に基づく

■図表 5.1.9 後方支援活動に当たっての企業等との連携の方向



5.2 市民・団体等との一体的取組みの方向

- ◆ 前述した企業に加え、市民、団体等と連携し、一体となった後方支援活動を推進するための方向性を検討した。

5.2.1 法改正に伴う地域防災力の充実・強化策

- ◆ 東日本大震災後、平成 25 年に地域防災に係る法制度の改正・制定が行われ、災害対策基本法等の改正により地区防災計画制度が定められるとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（以下、消防団等充実強化法）に基づき地域における防災体制の強化策等が定められた。
- ◆ 消防団等充実強化法では、次の事項を定めており、地域防災力の充実強化を計画的に進めるため、地域防災計画では地域防災力の充実強化策を、地区防災計画では地区居住者等（一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者）の参加による地域防災力を充実強化するための具体的な事業を定めることとしている（第 7 条）。

■図表 5.2.1 消防団等充実強化法の枠組み

消防団の充実強化	地域防災体制の強化
<ul style="list-style-type: none"> ○消防団への加入促進、公務員の加入 ○事業者の協力、大学等の協力 ○消防団員の処遇の改善 ○消防団の装備の改善 ○消防団員の教育訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村による防災体制の強化 ○自主防災組織等の教育訓練と消防団の役割 ○自主防災組織等への支援 ○防災に関する学習の振興

- ◆ また、同法では、地域の防災組織として、自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織を掲げ、その教育訓練では消防団が指導的な役割を担うよう市町村は必要な措置を講ずるよう努めることとしている（第 18 条）。
- ◆ 本市地域防災計画の今般の改訂においても、地域や事業所における自主防災組織の結成や活動の活性化を図ること、地区防災計画の策定に努めること、関係団体との連携・協力及び協定締結に努めること等を明記している。
- ◆ こうした取組みによって、本市の地域防災力が向上することが期待されるが、これら地域防災力は自らの地域が被災していないことを前提として、大規模災害時における後方支援活動においても効果的に活用できるものと考えられる。

5.2.2 市民・団体等との一体的取組みの方向

(1)市民・団体等の分類

- ◆ 本市には、地域の課題に地域で取り組む自治会としての機能と、社会教育の拠点である公民館としての機能を併せ持つ「自治公民館」（組織名称）があり、災害の防止及び被害の軽減を目的に自治公民館またはこれに相当する団体を単位に組織される「自主防災組織」がある。
- ◆ また、本市の地域福祉の推進を目的として設立された都城市社会福祉協議会（都城市ボランティア・福祉共育おうえんセンター）では、都城圏域で活動する NPO、市民活動団体、ボランティアグループを次表のとおり分類し、活動概要のほか、ボランティア登録している団体や個人の活動を紹介している。
- ◆ さらに、これらの市民団体に加えて、本市には、商工業、農業、畜産業、林業、観光、建設等に係る経済団体が存在している。

■ 図表 5.2.2 市民団体等の分類・活動概要

分類	活動概要
保健・医療・福祉	少子・高齢化の進展に伴い、保健・医療・福祉に対するニーズは多様化、高度化。地域ぐるみでの介護や福祉事業を通したまちづくりや、社会的に不利な立場の人もそうでない人も同じように、違いを認めあって共に生きる、そういった共生社会を作るための活動。
社会教育	学校以外で行われる教育を広く社会教育と言い、入学前の乳幼児、青少年、成人、壮年、女性、高齢者など対象はさまざま。「すべての人が心豊かに暮らす事ができる地域」そんな地域コミュニティを創造していこうとする動きが社会教育。
まちづくり	「できることは自分たちの手で。」これからのまちづくりは、地域の住民や各団体、企業、行政などが集まって、自分たちの願いがかなう理想のまちを作り上げていくことが大切。圏域を超えた地域交流や、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組んでいる活動。
学術・文化・芸術・スポーツ	趣味や娯楽、学習、スポーツを通して健康づくり、仲間づくりの楽しさ・素晴らしさを感じることができる活動。
環境保全	自然環境を保護していくために一人ひとりができ、身近な環境を守っていくことで、ゆっくりだけど一歩ずつ着実に、よりよい環境を次の世代へ残してゆく活動。
国際協力	日本に住む外国の人たちから文化や歴史、生活を学んだり、外国から来た人たちを歓迎し、日本でよい経験をしてもらうための活動。また積極的に海外へ出て、経済・文化・学術・技術の交流を展開し、友好の懸け橋を結ぶような活動。
人権・平和・男女共同参画	男女が社会のパートナーとして、自らの意思で家庭・地域・職場などのあらゆる活動に参加する機会が確保される社会を目指す活動。また、様々な差別・人種問題に目を向け、思いやりのある社会になることを目指して活動。
経済活動	地場産品を利用した地産地消を進めたり、地場企業の技術更新を促進したりすることで、地域産業の健全な発展を図っていく活動。
子育て	社会の、そして地域の宝である子ども達の健全な育成、安全安心な環境づくり、子育てにおける地域のネットワーク構築を行っていく活動。

資料：都城市ボランティア・福祉共育おうえんセンターHP

■ 図表 5.2.3 経済団体の分類・名称等

団体	団体名
商工団体	都城商工会議所
	荘内商工会、中郷商工会、山之口町商工会、高城町商工会、山田町商工会及び高崎町商工会
	商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条に規定する組合及び中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する組合
	地区または通りの商工業振興を目的とした自主的かつ主体的な共同事業を実施している任意団体(通り会など)
	都城まちづくり株式会社
農業関係団体	都城農業協同組合
畜産関係団体	宮崎県畜産公社
	宮崎県南部酪農業協同組合
	宮崎県家畜商商業協同組合
	南日本酪農協同株式会社
林業関係団体	都城森林組合
観光関係団体	都城観光協会、都城市ホテル協会
建設関係団体	都城地区建設業協会、都城市建設業協会

資料：都城市HP(商工団体や中小企業者への補助金の交付対象)、宮崎県畜産協会HP

(2)取組みの基本的な方向

- ◆ 後方支援活動は、上記のような自治公民館（自主防災組織）、市民団体、経済団体が基礎となり、人材、場所、スキル等の特性に応じた活動を行うことが期待される。
- ◆ このことを踏まえ、後方支援活動機能別に市民・団体等の取組みの方向を整理すると、次のとおりである。

■図表 5.2.4 後方支援活動機能別の市民・団体等の活動

後方支援活動機能	市民・団体等	期待される活動
1.後方支援に関する本部機能	※主に行政、関係機関	—
2.避難者の受入・支援機能	○自治公民館（自主防災組織） ○市民団体（保健・医療・福祉、教育、子育て等、国際協力等）	・避難所の運営支援 ・炊き出し活動の支援 ・入浴支援 ・仮設住宅の入居者への支援 ・外国人等への支援
3.救援物資の受入・仕分け・配送機能	○自治公民館（自主防災組織） ○市民団体（共通） ○経済団体（運送、共通）	・救援物資の受入・仕分け支援 ・救援物資の配送 ・食料等物資の供給
4.救出救助・消火・医療救護活動機能	○経済団体（医薬品） ※主に行政、関係機関	・医薬品等の提供
5.保健・衛生活動機能	○市民団体（保健・医療・福祉、環境、人権等）	・遺体安置所における遺族への支援
6.ボランティア・支援隊・広域応援部隊の受入・活動支援	○市民団体（共通）	・ボランティアセンターの運営支援 ・支援隊の受入支援

■図表 5.2.5 後方支援に係る市民・団体等の一体的な取組みの方向

<p>○マニュアルの作成と検証 （避難所の運営支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治公民館（自主防災組織）による開設・受付等の基本的な支援をはじめ、市民団体の専門的なスキルを生かした避難生活支援（物資受入・配分、食事、入浴、広報、輸送等）、要配慮者支援を効果的に実施するため、役割、体制、活動内容等を定めたマニュアルを作成し、啓発・教育を行う。 <p>（物資センターの受入・仕分け等支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体（共通）による受入・仕分け、経済団体（運送）による配送、自治公民館（自主防災組織）による避難所での受入・配分、物資不足時の経済団体による供給支援等の一連の活動内容等を定めたマニュアルを作成するとともに、本市災害応急対策時にその内容を検証し、必要に応じて見直しを行う。 <p>○災害時応援協定の締結 （協定締結）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の後方支援に係るマニュアルに基づき、人員、物資・資機材、施設の提供に係る応援協定の締結を検討する。既に協定を締結している場合は、後方支援に係る活動内容の記載を検討する。 <p>（協定締結団体別の連絡・協議担当者のリスト化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生前後の状況確認、応援要請等の連絡及び協議先となる協定締結団体の担当者リストを作成するとともに、適宜、更新するための庁内体制を確立する。 <p>○防災基本条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後方支援活動も含めた災害対策について、本市、業者、市民の基本的な役割等を定めた防災基本条例を制定する。
--